

令和5年度に農林水産大臣から交付されている種畜証明書について、有効期間内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書の有効期間については、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第6条第2項の規定に基づき6箇月以内に限り延長する旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定に基づき、公示する。

令和6年4月12日

静岡県知事 川勝平太